

岐阜県手話言語の普及及び意思疎通手段の利用促進に関する推進会議設置要綱

(設置)

第1条 岐阜県手話言語の普及及び障害の特性に応じた意思疎通手段の利用促進に関する条例第9条に基づき、基本的施策の推進にあたり、障害のある人等と連携して推進するための体制を整備するため、「岐阜県手話言語の普及及び意思疎通手段の利用促進に関する推進会議」（以下「推進会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 推進会議において協議する事項は、次のとおりとする。

- (1) 情報の取得等におけるバリアフリー化、人材育成、意思疎通手段に関する学習機会の確保、学校設置者の取組み、事業者への協力、意思疎通手段に関する調査研究など、基本的施策の推進状況、必要施策に関すること。
- (2) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、委員十五人以内で組織する。推進会議を構成する委員は別表に定めるところによる。

- 2 推進会議に座長を置き、委員のうちから互選する。
- 3 座長は、会議の進行を行う。
- 4 座長は、座長代理を指名することができる。
- 5 座長代理は、座長を補佐し、座長に事故あるとき、又は座長が欠けたときはその職務を代行する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とする。

- 2 委員は、再任することができる。

(会議)

第5条 推進会議は、岐阜県健康福祉部障害福祉課長が招集する。

- 2 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務局)

第6条 推進会議の事務局は、岐阜県健康福祉部障害福祉課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の事務の運営上必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年7月2日から施行する。

別 表 (第3条関係)

岐阜聖徳学学園大学
岐阜大学
(一財) 岐阜県身体障害者福祉協会
(一社) 岐阜県視覚障害者福祉協会
(一社) 岐阜県聴覚障害者協会
岐阜盲ろう者友の会
岐阜睦声会
岐阜県失語症友の会
岐阜県立岐阜盲学校
岐阜県立岐阜聾学校
岐阜県特別支援学級設置校校長会
(一社) 岐阜県経営者協会
岐阜県商工会議所連合会
岐阜県商工会連合会
(一社) 岐阜県病院協会